

K I C Kシェアード・オフィス利用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が運営するけいはんなオープンイノベーションセンター（以下「K I C K」という。）において、大学等研究機関、民間企業、団体、個人が取り組む研究開発やビジネス活動などの拠点として利用できる「K I C Kシェアード・オフィス」（以下「オフィス」という。）についての必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 利用者は、オフィス設置の趣旨を理解する大学等研究機関、民間企業、団体、個人で、あらかじめ財団にK I C Kシェアード・オフィス会員として登録したもの（以下「会員」という。）に限る。

(会員の登録及び会費等)

第3条 利用者は、あらかじめ財団に「K I C Kシェアード・オフィス会員登録申請書」（様式第1号）を提出し、財団が適切と認めた場合はこれを登録するものとする。

2 利用者は、商業・法人登記（本店及び支店の所在地）について、K I C K住所を使用したい場合は、会員の登録に併せ申請するものとし、退会及び登録抹消等の場合は、直ちに登記を変更し、それ以降の使用はしないこと。

3 入会金及び会費は別表のとおりとする。

(利用設備)

第4条 会員は、机、椅子、応接セット、ロッカー、コピー機等の設備を無料で利用できるものとする。

(会員の責務)

第5条 会員は、常に最善の注意を持って施設を使用しなければならない。また、建物又は附属施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。なお会員は、この規程に基づき別途定める内規その他管理者の指示に従わなければならない。

2 会員は、災害、事故等が発生した場合又は発生の疑いがある場合は、財団に速やかに報告するものとする。

3 会員は、K I C Kにおいて行う消防総合訓練及び防災訓練の参加に努めるものとする。

4 会員は、他の会員と協調して設備を利用するものとする。

(安全管理)

第6条 財団は、適宜、オフィス内の利用状況等を把握し、安全管理に関する立入検査を実施するものとする。

2 財団は、設備の不適切な利用や他の利用者、来訪者等への迷惑行為など、会員において安全管理を妨げる行為があった場合、その是正を指示するものとし、利用者はこれに従わなければならない。

(登録の抹消等)

第7条 財団は、会員が第5条及び第6条の規定に反してオフィスの管理運営に多大な支障を及ぼすと認められる場合には、登録を抹消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、財団が別途定める。

附 則

この規程は、平成27年10月26日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表 入会金及び会費の額

内 容	利用料金（消費税込）
入会金	11,620円
会費（月額）	8,720円